

7 実地指導及び監査について

実地指導及び監査について

1 実地指導・監査の実施形態

指導体制についてはその目的に応じて、「指導」と「監査」の2つの実施形態。

【指導】

(1) 集団指導

指定障害福祉サービス事業者に対して、過去の指導事例、留意点及び制度の改正内容等について、原則として年1回講習会形式で行う。

(2) 実地指導

サービスの内容等又は介護給付費等の請求の適正化を図ることを目的に定期的に実施。前年度の実地指導結果等を踏まえ、必要と判断される場合や苦情の通報などがあれば、当該年度も実地指導を実施することがある。

※平成28年度より、通常の実地指導（事前通知あり）に併せて事前通知を行わない実地指導（抜き打ち検査）も併せて行う予定です。

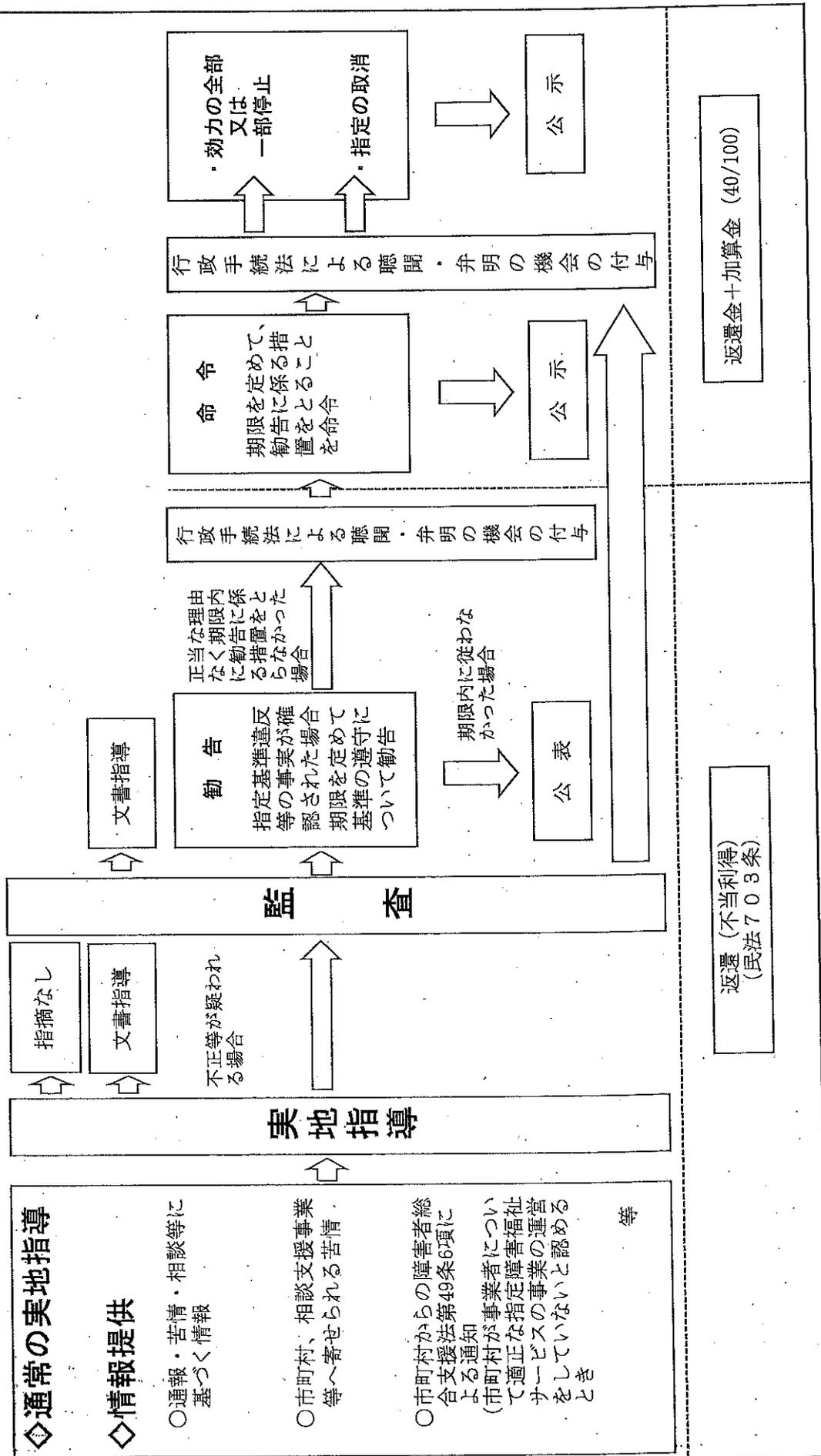
【監査】

サービスの内容や介護給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合又はその疑いがある場合（指定基準違反等）に、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置をとることを主眼に実施する。

2 監査、行政上措置の概要

項目	実施方針
監査	【対象事業所】 通報・苦情・相談等に基づく情報や、実地指導において確認した情報から、次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われ、その確認について必要と認められる事業所等 (1) 障害福祉サービス等の内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき (2) 給付費等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき (3) 指定の基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき (4) 度重なる実地指導によっても障害福祉サービス等の内容又は給付費等の請求に改善がみられないとき (5) 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき
	【実施方法等】 必要があれば随時実施。実地指導中であっても、 ① 介護給付等の請求に著しい不正が認められる ② 著しい運営基準違反があり、利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに監査に切り替えることがあります。 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書により通知します。
	【実施機関】 県、関連市町村
行政上の措置	監査の結果、法の規定に基づき、県は、「勧告」、「命令」、「指定の取消し等」の行政上の措置を行うことができます。 (1) 勧告 期限を定めて、基準の遵守について勧告することができる。期限内に従わなかった場合は公表できる。 (2) 命令 正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう命令することができる。命令した場合は公示する。 (3) 指定取消し等 指定基準等に重大な違反があった場合は、指定の取消し又は期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止することができる。指定取消し等の場合は公示する。 ※命令、指定取消し等を行う前に、聴聞又は弁明の機会の付与を行います。
経済上の措置	県が命令又は指定の取消等を行いかつ返還金が生じる場合は、関係市町村は原則として、返還金+加算金（返還金の40/100）の返還を命じることになる。

指定障害福祉サービス事業者等に係る指導のフロー図



指定障害福祉サービス事業者等の行政処分について

○平成24年度

区分	効力発生日	事業所所在地	サービス種別	取消理由	返還額
指定取消	平成24年12月6日	紀の川市	居宅介護	<p>居宅介護サービス費の不正請求</p> <p>①サービス提供の実態がないことを知りながら、通院介助に係る介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>②移動支援サービスを提供したにもかかわらず、居宅介護（家事援助）サービスに振り替えて介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>③1人の利用者に対し、同日同一時間帯に物理的にあり得ない別々のサービス提供を行ったという記録をもって、介護給付費を不正に請求し、受領した。</p>	不正請求 172,770円
指定取消	平成25年1月26日	田辺市	居宅介護	<p>(1) 居宅介護サービス費の不正請求</p> <p>通院等介助を行っていないにもかかわらず、通院等介助を行ったという虚偽のサービス提供記録を作成し介護給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>(2) 虚偽の報告</p> <p>監査（法第48条第1項に基づく報告）において、虚偽の報告を行った。</p> <p>(3) 運営基準違反</p> <p>管理者は、業務の管理等についてサービス提供責任者に任せきりで、必要な指揮命令をほとんど行わなかった結果、虚偽の記録に基づく不正な請求が長期間に渡り繰り返された。</p>	不正請求 7,761,113円
指定取消	平成25年1月26日	岩出市	就労継続支援A型 就労継続支援B型	<p>(1) 訓練等給付費の不正請求</p> <p>人員基準を満たす職員配置をしないまま、人員基準を満たすものとして訓練等給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p>(2) 不正の手段による指定</p> <p>指定日から配置できる見込みがない雇用予定職員を雇用するとして、申請を行った。</p>	不正請求 2,617,158円

○平成25年度

区分	効力発生日	事業所所在地	サービス種別	取消理由	返還額
指定取消	平成25年5月31日	和歌山市	居宅介護	(1) 居宅介護サービス費の不正請求	不正請求 5,411,787円
			重度訪問介護	家事援助等のサービスを提供していないにもかかわらず、家事援助等を行ったとして介護給付費を不正に請求し、受領した。	
				(2) 不正の手段による指定	
				指定申請時において、勤務予定のない者を従業員とする虚偽の書類を作成・提出し、指定を受けた。	
指定取消	平成25年5月31日	和歌山市	就労継続支援A型	(1) 訓練等給付費の不正請求	不正請求 17,249,681円
				利用者の未利用日にサービスの提供を行ったとして訓練等給付費を不正に請求し、受領した。	
				(2) 不正の手段による指定	
				指定申請時において、勤務予定のない者を従業員とする虚偽の書類を作成・提出し、指定を受けた。	
指定取消	平成25年8月31日	和歌山市	児童発達支援	(1) 人員基準を満たす職員を配置しないまま障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。	不正請求 4,744,216円
			放課後等デイサービス	(2) 配置見込みのない職員を雇用するとして、虚偽の申請による指定を受けた。	

○平成26年度

区分	効力発生日	事業所所在地	サービス種別	取消理由	返還額
指定取消	平成26年9月20日	有田川町	居宅介護	(1) 居宅介護サービス費の不正請求	不正請求 632,999円
			同行援護	通院実績がないにもかかわらず、通院等介助及び通院等乗降介助を行ったという虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。	
				(2) 虚偽の報告	
				監査（法第48条第1項に基づく報告）において、虚偽の報告を行った。	
				(3) 運営基準違反	
			管理者は、業務の管理等について必要な法令遵守を長期間にわたり怠った結果、虚偽の記録に基づく不正な請求が繰り返された。		

○平成27年度

区分	効力発生日	事業所所在地	サービス種別	処分理由	処分内容
指定の効力の一部停止	平成27年4月1日	和歌山市	就労移行支援	就労支援員及び職業指導員について、人員基準を満たしていない期間があったこと。	新規利用者の受入停止 (6箇月間)

障第1185号
平成25年1月4日

指定障害福祉サービス事業等運営法人代表者 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課長
(公印省略)

指定障害福祉サービス事業等における適正な運営について

指定障害福祉サービス事業所に対しては、従来より、集団指導や実地指導等の場を通じて、法令遵守義務の履行や利用者の立場に立ったサービスの提供、法令・基準省令に基づく適正な運営をお願いしてきたところですが、今般、介護給付費等の不正請求等による指定障害福祉サービス事業者に対する県知事指定の取消という行政処分事例が発生しました。

今回確認された不正及び不適正事項は下記のとおりであるので、貴法人におかれては、所管する指定障害福祉サービス事業等の運営について今一度自己点検を行っていただき、不適正な事例が確認された場合には、速やかに是正されるようお願いします。

すべての指定障害福祉サービス事業者は、社会的に大きな責任を担っていることを再認識いただき、障害者自立支援法等関係法令及び関係基準省令を遵守のうえ適正な運営を行うとともに、障害福祉サービスに係る不正・不適正行為の根絶と障害福祉サービスの質の向上になお一層努められるようお願いします。

なお、県においては、法令・指定基準等の違反、自立支援給付に係る費用の不正請求等の不正事例が確認された場合には、厳正に対処する方針である旨、念のため申し添えます。

記

- ・虚偽のサービス提供記録等を作成し、それらを基に介護給付費を請求し受領した。
- ・同日同一時間帯に1人のヘルパーが別々のサービスを行ったとして二重請求を行った。
- ・当該月の請求可能時間を超えたため別サービスに振り替えて請求を行った。
- ・管理者が業務管理等をほとんど行わず必要な指揮命令を行わなかった結果、不正な請求が繰り返された。
- ・人員基準を満たす職員配置をしないまま、人員基準を満たすものとして訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ・通院等介助において、ヘルパーが車両を運転しているにもかかわらず、移動時間も請求時間に含まれていた。
- ・サービス提供記録等の記録について、5年間の保存義務が守られていなかった。

基準省令：障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

障害福祉課	
在宅福祉班	TEL:073-441-2533
施設福祉班	TEL:073-441-2537
	FAX:073-432-5567

障 第 1185 号
平成 25 年 1 月 4 日

指定障害児通所支援事業運営法人代表者 様
指定障害児入所施設運営法人代表者 様
指定障害児相談支援事業運営法人代表者 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課長
(公 印 省 略)

指定障害児通所支援事業所等における適正な運営について

指定障害児通所支援事業所等に対しては、従来より、集団指導や実地指導等の場を通じて、法令遵守義務の履行や利用者の立場に立ったサービスの提供、法令・基準省令に基づく適正な運営をお願いしてきたところですが、今般、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所において、介護給付費等の不正請求等による指定障害福祉サービス事業者に対する県知事指定の取消という行政処分事例が発生しました。

今回確認された不正及び不適正事項は下記のとおりであるので、貴法人におかれては、所管する指定障害児通所支援事業所等の運営について今一度自己点検を行っていただき、不適正な事例が確認された場合には、速やかに是正されるようお願いいたします。

すべての指定障害児通所支援事業者等は、社会的に大きな責任を担っていることを再認識いただき、児童福祉法等関係法令及び関係基準省令を遵守のうえ適正な運営を行うとともに、指定通所支援等に係る不正・不適正行為の根絶と指定通所支援等の質の向上になお一層努められるようお願いいたします。

なお、県においては、法令・指定基準等の違反、児童発達支援給付費等に係る費用の不正請求等の不正事例が確認された場合には、厳正に対処する方針である旨、念のため申し添えます。

記

- ・虚偽のサービス提供記録等を作成し、それらを基に介護給付費を請求し受領した。
- ・同日同一時間帯に1人のヘルパーが別々のサービスを行ったとして二重請求を行った。
- ・当該月の請求可能時間を超えたため別サービスに振り替えて請求を行った。
- ・管理者が業務管理等をほとんど行わず必要な指揮命令を行わなかった結果、不正な請求が繰り返された。
- ・人員基準を満たす職員配置をしないまま、人員基準を満たすものとして訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ・通院等介助において、ヘルパーが車両を運転しているにもかかわらず、移動時間も請求時間に含まれていた。
- ・サービス提供記録等の記録について、5年間の保存義務が守られていなかった。

基準省令：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

障害福祉課	
在宅福祉班	TEL: 073-441-2533
施設福祉班	TEL: 073-441-2537
	FAX: 073-432-5567